

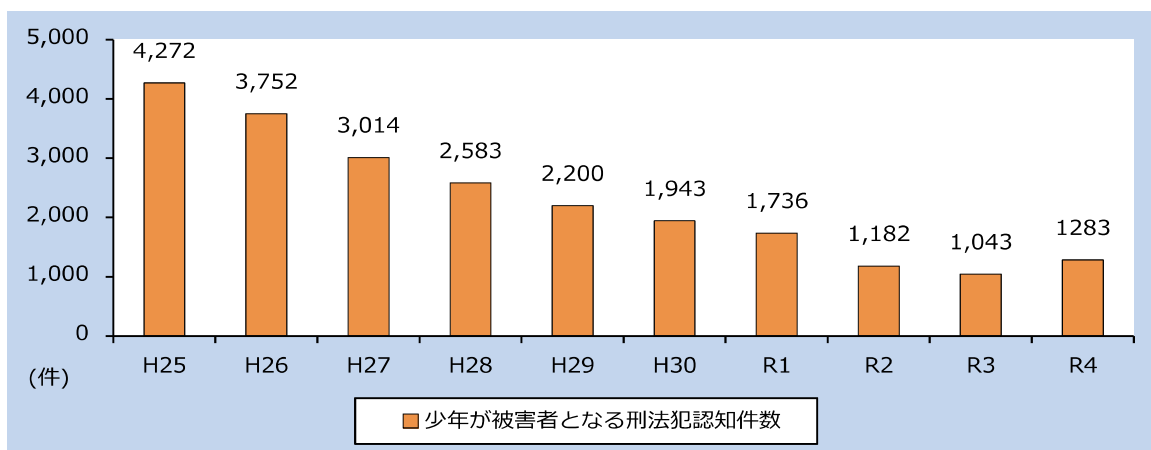
# 第3 少年の犯罪被害と児童虐待への取組

## POINT !

- 少年が被害者となった刑法犯認知件数 1,283 件のうち、**76.0%** が**窃盗犯被害**
- **児童虐待（の疑いある）事案**の通告人数は **1,692** 人
- 児童虐待（の疑いある）事案により児童相談所への通告態様は **心理的虐待**が **1,171** 人で全体の **69.2%** を占める
- 児童虐待事件での保護者の検挙件数、被害児童数はいずれも前年から**増加**

## 1 犯罪被害の推移

- 刑法犯認知件数のうち、少年が被害者となった事件は減少が続いておりましたが、令和4年中は1,283件で、前年に比べ240件（23.0%）**増加**しました。
- 少年が被害者となった事件1,283件のうち、窃盗犯被害によるものが975件で、全体の76.0%を占めました。
- 性犯罪被害の認知件数は50件で、前年に比べ1件（2.0%）**増加**しました。



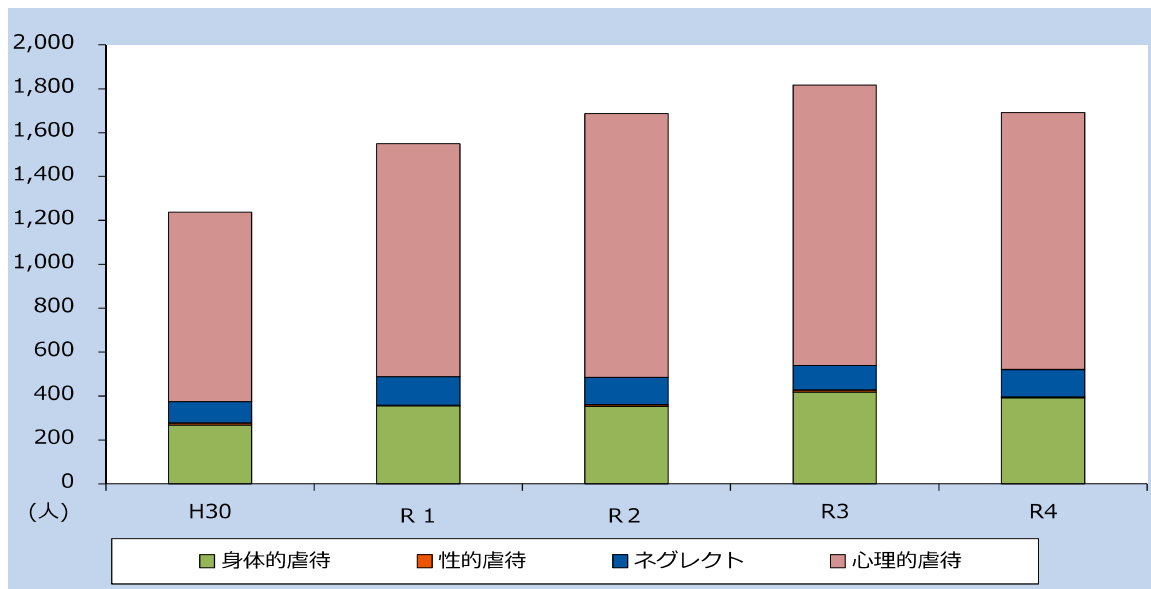
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
										前年比	増減率	
刑法犯認知件数	35,055	30,502	29,085	26,607	24,809	22,550	20,312	16,301	14,277	15,986	1,709	12.0%
うち少年被害	4,272	3,752	3,014	2,583	2,200	1,943	1,736	1,182	1,043	1,283	240	23.0%
凶悪犯	17	5	19	17	17	21	18	28	11	23	12	109.1%
粗暴犯	280	315	279	283	221	241	205	135	122	140	18	14.8%
窃盗犯	3,608	3,105	2,473	2,046	1,750	1,517	1,387	893	797	975	178	22.3%
その他	367	327	243	237	212	164	126	126	113	145	32	28.3%
性犯罪被害	70	82	60	93	78	59	50	57	49	50	1	2.0%

注 性犯罪被害とは、強制性交等及び強制わいせつの被害をいい、強制性交等は凶悪犯、強制わいせつはその他に含まれます。

## 2 児童虐待（の疑いある）事案

### (1) 通告状況の推移

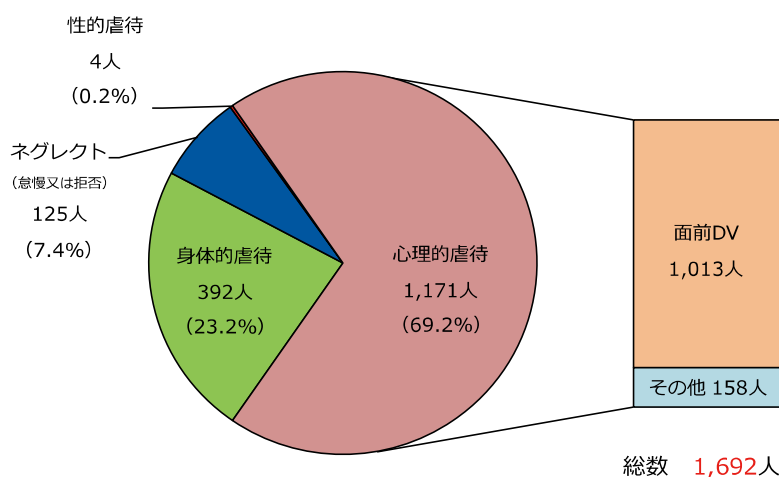
児童虐待（の疑いある）事案により児童相談所へ通告した人数は増加傾向にありましたが、令和4年中は1,692人で、前年に比べ125人（6.9%）減少しました。



	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	前年比	増減率
通告人数	1,237	1,550	1,687	1,817	1,692	-125	-6.9%
身体的虐待	269	355	353	418	392	-26	-6.2%
性的虐待	8	3	8	10	4	-6	-60.0%
ネグレクト (怠慢又は拒否)	98	130	125	111	125	14	12.6%
心理的虐待	862	1,062	1,201	1,278	1,171	-107	-8.4%
面前DV	705	924	1,071	1,120	1,013	-107	-9.6%
その他	157	138	130	158	158	0	0.0%

### (2) 態様別通告状況

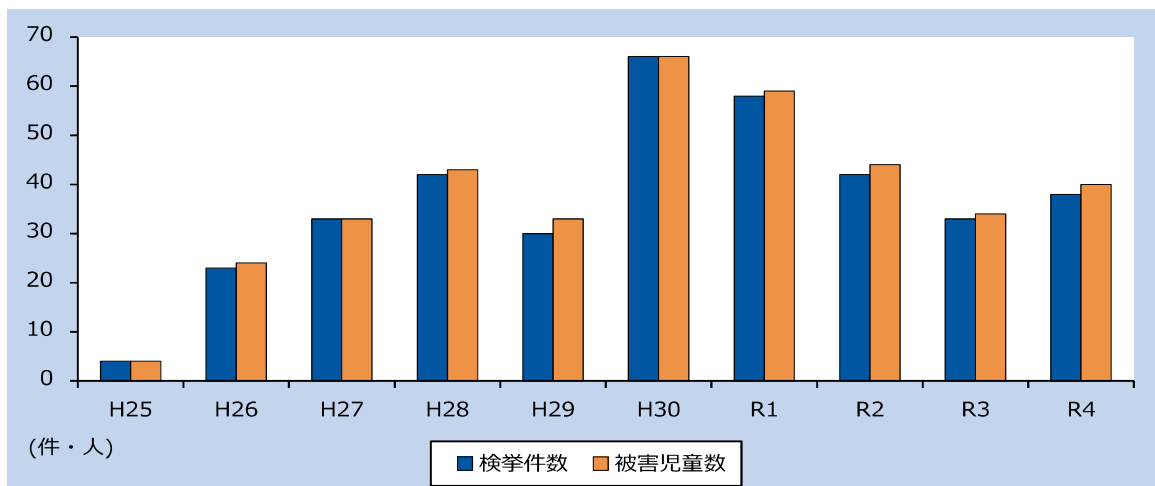
児童相談所への通告態様別人員は、心理的虐待が1,171人で最も多く、全体の69.2%を占め、そのうち1,013人が面前DVによる通告でした。



※ 面前DVとは、配偶者への暴力等を児童の面前で行い、児童に心理的な傷を負わせる行為をいいます。

### (3) 児童虐待事件の検挙状況

- 令和4年中における児童虐待事件での保護者の検挙件数は38件で、前年に比べ5件（15.2%）増加しました。
- 令和4年中における児童虐待事件の被害児童数は40人で、前年に比べ6人（17.6%）増加しました。



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	前年比		増減率
検挙件数	4	23	33	42	30	66	58	42	33	38	5	15.2%	
身体的虐待	1	21	31	36	24	51	50	30	24	22	-2	-8.3%	
性的虐待	3	2	2	6	4	15	7	8	7	10	3	42.9%	
ネグレクト (怠慢又は拒否)	0	0	0	0	1	0	0	2	2	3	1	50.0%	
心理的虐待	0	0	0	0	1	0	1	2	0	3	3	-	
被害児童数	4	24	33	43	33	66	59	44	34	40	6	17.6%	
死亡児童数	0	0	0	0	5	1	1	2	3	0	-3	-100.0%	



### 児童虐待の類型

#### 【身体的虐待】

児童の身体に外傷が生じ又は生じようおそれのある暴行を加えること

#### 【性的虐待】

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

#### 【ネグレクト（怠慢又は拒否）】

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

#### 【心理的虐待】

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

### 3 児童虐待対策

#### (1) 被害児童の早期発見、安全確保

児童虐待が疑われる情報を認知した場合は、警察官の現場臨場による児童の安全確認や付近住民への聞き込み、各種情報の照会等を行い、児童虐待事案の早期発見、児童の安全確保を最優先として対応しています。

#### (2) 関係機関と連携した取組

茨城県警察で児童虐待の被害児童を発見した場合は、児童相談所への通告を実施しているほか、児童虐待に関する児童相談所等との情報提供の基準を定めて、連携強化に努めています。

また、市町村や学校等と情報交換を行っているほか、児童相談所や市町村担当者と合同訓練を実施するなどして、被害児童の早期保護に万全を期することとしています。



【関係機関との合同訓練】

#### 保護者のみなさまへ

#### 「しつけ」と言って、こんなことをしていませんか？

- ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座させた
- ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった



これらは、すべて**体罰**です。

しつけのためだと親が思っても、児童の身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。



児童虐待かと思ったら・・・

児童相談所  
虐待対応ダイヤル

いちはやく  
**1 8 9**

緊急時は110番を  
してね！

